

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府
第 34 ANK/BK 号

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する
政令第 111 ANK/BK 号の
付属 I 第 1 条の修正に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法に関する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号およびカンボジア王国投資法の改正を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- 税法を公布する 1997 年 2 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0297/03 号および税法の改正を公布する 2003 年 3 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0303/010 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANK/BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANK/BK 号の改正に関する 2006 年 3 月 14 日付政令第 27 ANK/BK 号および 2006 年 9 月 4 日付政令第 92 ANK/BK 号
- カンボジア開発評議会の要請に応じて、

次の通り決定する

第 1 条： カンボジア王国投資法の改正に関する法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKR.BK 号の付属 I 第 1 条第 5 号「法により禁止される投資活動」は、これを削除する。

第 2 条： これに加え、2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKR.BK 号の条項はすべて、政令に添付のすべての付属書を含め、引続き有効であるものとする。

第 3 条： カンボジア開発評議会の副議長および委員である、閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、すべての省庁の担当大臣および書記官、すべての機関の長、ならびに州知事および特別市知事は、その署名日より本政

令を有効に施行する。

プノンペン、2007年4月23日

首相

フン・セン (HUN SEN)

上級大臣により

サムデク (Samdech) 首相に通知された。

上級大臣、経済財務大臣

カンボジア開発評議会第一副議長

Keat Chhon

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 第3条に記載した者
- 公文書保管所および記録所